

平成19（2007）年12月10日 福祉企業委員会
医療制度改正について

No.108 灰垣委員

昨年6月、この医療制度の関連法が改正されたということで、早くは昨年10月から一部がスタートしています。今回、改正の一つとしては予防重視という、こういったことも目的にあるわけです。日本の国民皆保険というのは、海外でも非常に評価をされている。これは社会保障制度全般にわたって、そういうふうには私は理解しています。

今回の改正に伴って、来年4月から後期高齢者医療制度が新たに創設されるということで、いろいろご意見がございました。詳細については、今、お話があったことを踏まえながら、今後、市として対応できるところは、していっていただければと思います。

医療制度を改正しなくてはいけない背景というところに、もう少し我々は注目しなくてはいけないと思っております。2006年度の医療給付費が、28兆円を超えるという結果ですけれども、2025年、これはあくまでも試算ですが、20年足らずで56兆円になるだろうと。多少前後は出てくるかもしれませんが、医療給付費がそれだけ膨らむということを考えたときに、改正なしでは、この国民皆保険制度が崩壊するというのは、これはもうどこから考えても当然のこととして、何らかの改革をしていかななくてはならないというのは、皆さんもご承知いただいていると私は思っています。

また、この社会保障制度全般にわたって、現役世代の皆様が主に支えているという制度でもあります、先ほどもいろいろお話がありましたけれども。そういった意味では、負担のできる方に負担をしていただくという、高齢者の方の医療の改正が考えられたということです。

ただし、今回は拙速であったといいますか、高齢者の方のさらなるお気持ちをくみ取れなかったということも踏まえて、与党で4月から始まるこの後期高齢者の保険料の負担の軽減、凍結を決定しました。半年間は被用者保険の被扶養者に関しましてはゼロ円、それから半年間は9割削減、1割負担でいいという決定がなされたわけです。70歳から74歳も、これも今回改正される予定になっていますけれども、1割負担が2割負担ということですが、これも今、与党で合意していますが、これも1年間凍結しようという方向にいます。当然、その後はどうなるんだということでございますけれども、それはこれからしっかり議論をしていかななくてはならない。

冒頭に言いましたように、医療が受けられないと、先ほど議論の中にもありました。そういった事態を招かないために、将来の子ども、孫、またその先の子どもたちが、医療制度を受けられないような社会にしてしまつては、何のための負担軽減かということになってきますので、そういったことを考えたときには、一定の医療制度の改正というのは必要であると私は思っています。

高齢化率もご存じのとおり9月には21.1%と、将来的には30%を超えるということも言われていますが、高齢化の方というのは当然病気もふえてくるわけで、そういった方たちを見捨てるわけにはもちろんいきません。ただし、現役世代の人たちに負担をさらに強化するというのも、先ほど公平性という話もありましたけれども、そういったことも考えたときには、一定の改革というのはどうしても必要であるとい

うことを前提に、私はこの提案に対しては賛成をさせてもらうわけです。

ただし、事務処理などもタイトになってきますので、そういったこともしっかり市で取り組んでいただきたい。実際にこの制度を受けられる75歳以上の方たちの戸惑い、不安とか、そういったことを払拭できるような周知徹底といいますか、なぜ今改革なのかということも含めて、先ほど広報に紙面をしっかりと割いてというお話もありましたけれども、そういったこともしっかり理解を得ていただくように周知徹底をお願いしたいと思います。そういったことで、意見とさせていただきます。